

家畜衛生便り

No.389 令和5年7月 日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/201402200090/>

夏季休暇期間中における 防疫対策強化をお願いします

これから夏季休暇期間を迎え、多くの訪日外国人や日本人観光客の渡航が想定されることから、家畜防疫対策の徹底が必要です。

引き続き、防疫対策に万全を期していただきますよう、よろしくお願い致します。

各農場に消毒用消石灰を配布します

隣県での豚熱の発生を受け、消石灰の配布を行います。配送手配が整い次第、順次配布しますので、確実に消毒を実施してください。

① 異状の早期発見、早期通報を徹底してください。

日々の健康観察を行い、特定症状等の異状が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

<連絡先>西部家畜保健衛生所（24時間対応）

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

② 衛生管理区域に、必要のない人や物を入れないでください。

③ 野生動物の侵入対策を徹底してください。

④ 農場周辺への消石灰散布等、消毒を徹底してください。

⑤ 外国人従業員の方に対して、国際郵便物の中に違法な肉製品が含まれることのないよう、注意喚起してください。

⑥ 家畜伝染病の発生地域への渡航を自粛してください。



来日するあなたへのお願い



肉製品や果物・野菜等は日本に持ち込めません！



国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らないように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

- ・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。
- ・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



- ・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。
- ・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。
- ・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。
- ・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。



農林水産省



動物検疫



植物防疫